

## 8 古くからの計画的住宅地区

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

(成熟した良好なまちなみ)

- 明治43年（1910年）の箕面有馬電気軌道の開通に伴い、沿線での住宅地開発によって形成された市街地です。ゆとりのある戸建て住宅を中心とし、暮らす人や歩く人に親しみやすいまちなみが形成されています。
- 住まい手によって美しく手入れされた生け垣や大きく成長した庭木など、豊富な緑に囲まれた良好な景観が形成・維持されています。これらの緑は背景に見える山なみと一体となって、それぞれの良さを引き立て合っています。また、建設当時の造成技術の特徴を示す石積みも多く見られ、生け垣や自然石の石積みといった自然の素材を活かした敷き際の形態が特徴的です。
- 当時としては先駆的に都市計画の概念を導入して公共空間における街路樹の整備の試みがなされており、その試みは現在成長した並木道となって、当時のまちづくりの様子を今に伝えています。

(まちなみの連続性の喪失)

- 近年では、住宅そのものの寿命や住まい手の高齢化・相続等に伴って建て替えが増加し、一部では空き家が発生しています。建て替えに際しては、大規模敷地が細分化されるケースが多く、成長した庭木が切られたり、新しく建てられるそれぞれの住宅における間口の確保のために、生け垣の連続性が失われつつあります。
- 建て替えに伴い、防犯機能の向上のために新設される塀や柵などが、閉鎖感や威圧感を与える場合が見受けられ、建築様式の多様化などと併せてまちなみの連続性や統一感が失われる要因の一つとなっています。今後も、こうした傾向が続くと考えられます。

(住まい手によるまちなみの継承の取り組み)

- 私的空間でありながら、景観形成上は公共性の高い敷き際においては、その地区の特性などに応じて見る人への配慮が求められますが、人々が暮らす住宅地にあっては、特に親しみのある、柔らかい印象づくりが求められます。



桜井地区、桜ヶ丘地区、百楽荘地区、箕面四・五丁目など



山なみと住宅地の緑が一体となった  
緑豊かな景観



成長した街路樹の並木道

- 現在見られる良好なまちなみをできる限り保全するとともに、新しいまちなみの形成にあたっては、特に敷き際の部分において周囲との連続性に配慮し、住まい手のいきいきとした暮らしぶりや活気を感じさせる景観形成が大切です。
- 一部の地区では、既に住まい手によるルールづくりの取り組みが行われており、こうした取り組みが広がることが期待されます。

〈景観形成の基本目標〉

- 「緑豊かなゆとりある景観を保全する」

〈景観形成の方針〉

- ◇歴史と伝統の中で培われた暮らしを感じさせるまちなみを育む

- ◇良好なまちなみを保全し、また育んでいくため、住まい手によるまちの魅力の共有とルールづくりを進める

**■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素**

- ・背景となる山なみと、山なみと一体となる緑
- ・阿比太神社、阿比太公園に繋る緑
- ・桜の並木道（箕面四・五丁目、桜井）
- ・都市景観形成建築物（桜ヶ丘）に代表される近代洋風・和風建築物
- ・自然石による側溝のしつらえ（桜ヶ丘、百楽荘）
- ・生け垣の連続性
- ・石積み、生け垣など自然の素材を活かした敷き際の形態
- ・勾配のある屋根



**■具体的な方策**

- ・山なみと一体感のある緑の景観を創る。
- ・人工的な塀の設置を極力避ける。設置する場合は塀の人工的な印象を和らげ、緑の連続性を創り出すための配慮を施す。  
(配慮の例)・塀の前面に植栽を設ける。
  - ・塀の素材を木などの自然素材とする。
  - ・塀の形態を透視可能なものとする。
  - ・塀の高さを隣接する生け垣と合わせる。
- ・敷き際の形態に配慮する。  
(配慮の例)・駐車場や車の出入り口の舗装を工夫することでアスファルトやコンクリートの無機質な印象を和らげる。
  - ・カーブミラーや路面表示などの設置位置やデザインに留意する。
- ・桜ヶ丘、百楽荘地区では側溝のしつらえ、石積み、生け垣の連続性を守り広げる。
- ・箕面四・五丁目では桜並木と一体感のある緑豊かな景観を守る。
- ・桜井地区では並木道と生け垣の連続性を守る。



生け垣や自然石の石積み、自然石による側溝のしつらえが特徴的な敷き際

## ■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・箕面市快適環境づくり計画（H6）  
(桜ヶ丘)
- ・箕面市都市計画マスターplan（H8）（田村橋通り線）「緑景観軸」
- ・箕面「桜ヶ丘」地区の景観保全と育成について(H13)
- ・箕面市まちづくり推進条例（桜ヶ丘地区まちづくり協議会）
- ・箕面市都市景観条例（都市景観形成建築物の指定）
- ・国登録有形文化財の登録
- ・箕面市都市景観条例（都市景観形成地区）(H17)  
(箕面四、五丁目)
- ・大阪みどりの百選
- ・大阪のみち99選

### 桜ヶ丘二丁目大正住宅博覧会地区

#### ■地区の景観特性と景観形成の課題

（歴史的・文化的なまちなみ）

- 本地区は、大正11年（1922年）に日本建築協会の主催により開催された「住宅改造博覧会」の跡地で、当時は住宅改良・生活改善運動の中で新しいライフスタイルの提案をテーマに出品された洋風住宅25棟が建築されました。現在も数棟がほぼ当時の姿のまま残され、その一部は、都市景観形成建築物（箕面市都市景観条例）や国登録有形文化財（文化財保護法）に指定され、住まい手により保全の努力が続けられています。
- 地区内には、自然石による石積みや側溝など往時を偲ぶ敷き際の形態が随所に残されているほか、独特の歴史的・文化的雰囲気を醸し出す景観資源が暮らしの中に息づいています。
- 2本の同心円状の道路と放射状の道路は、小規模ではありますが、E・ハワードの田園都市構想に学んだ新しい郊外住宅地形態の提示として、当時の歴史を今に伝える貴重な形態となっています。



（ルールづくりへの取り組み）

- 住まい手の世代交代などを契機とし、敷地の細分化や空き家の増加、まちなみをそぐわない外観の建築物の建築が進む恐れがあります。
- 桜ヶ丘まちづくり協議会と住まい手により、心地よく暮らせる環境を自ら守り、そして後世に伝えていこうとする取り組みが行われ、いくつかのルールがまとめられています。この取り組みは、まちづくりの一環の中で景観形成に取り組んだモデルケースとして、今後箕面市内に広がることが期待されます。

### 〈景観形成の方針〉

- ◇大正住宅博覧会当時につくられた建築物やその雰囲気を継承した建築物や植栽、これに調和した側溝や敷き際のしつらえなどによって醸し出される地区の歴史的・文化的景観を継承する
- ◇良好な住宅地としての伝統を感じさせる緑豊かで落ち着きのあるまちなみを保全し、育成して次世代に引き継いでいく

### ■具体的な方策

- ・地区内の環状の通り及び田村橋通りに沿って、緑豊かで落ち着きのあるまちなみを形成する。
- ・建築物や敷地の規模、敷際のしつらえ、敷地内の植栽などを継承する。
- ・まちなみと調和した建築物等の意匠や敷地の利用に配慮する。
- ・戸建て専用住宅中心の落ち着いた低層のまちなみを保全していく。
- ・歴史を感じることのできる建築物に配慮した、地区にふさわしい建築物の外観を創る。
- ・ゆとりあるまちなみの重要な要素である、道路・街区の形状、敷地規模、まちなみ潤いをもたらす豊かな緑、石積み・側溝等ができる限り保全する。

### 桜ヶ丘二丁目大正住宅博覧会周辺地区

(田村橋通り沿道、紅葉橋通り沿道含む)

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

(歴史的な街路と洋館通り)

- 桜ヶ丘住宅改造博覧会会場跡地やその周辺は、博覧会の終了後に整形な格子割り区画の住宅地として開発・分譲されました。住宅の建設時期や様式等にはらつきはあるものの、2階建ての戸建て住宅と生け垣が特徴です。早くからの宅地化と広い敷地のため、街路から見える庭木の緑も豊かに見えます。
- 今では高度成長期以降のモルタル住宅などが大半ですが、建築学的にも評価されている戦前からの洋風住宅とともに、瓦葺き・白壁・杉皮壁などの自然素材の使用を特色とした、数寄屋風の影響なども感じられる繊細な造りの趣のある戦前タイプの木造和風住宅がかなり残っています。
- 田村橋通りは博覧会会場建設の際に桜井駅からのアクセス道路として整備された街路であり、北側に見える山なみを背景に、歴史的建築物と敷き際の石積み・生け垣の豊



かな緑とともに地区を代表する歴史的な街路景観を形成しています。側溝部分の大半については当時の石張りの形態が良く残されており、博覧会当時の石積みの上に植栽帯を設け、さらに石積み、生け垣を設けるといった二段積みの形態が連続しています。またこの周辺一帯の通りは、地区のかたから「洋館通り」と呼ばれ親しまれています。

- 紅葉橋通りも博覧会の際に建設された街路で、田村橋通りと似た特徴を有しています。セットバックされた生け垣・石積みには、つつじやサツキの玉作りの植栽がなされ、開花期には華やかさが連続しています。

#### (建て替えの増加と建築様式の多様化)

- 近年では、住まい手の高齢化や世代交代等に伴う敷地の細分化が増加し、新しく建てるられるそれぞれの住宅における間口の確保のために、石積みや生け垣の連続性が失われつつあります。
- 建て替えに伴い、防犯機能の向上のために新設される塀や柵などが、閉鎖感や威圧感を与えている場合が見受けられ、建築様式の多様化などと併せてまちなみの連続性や統一感が失われる要因の一つとなっています。

#### 〈景観形成の方針〉

- ◇ 良好的な住宅地としての伝統を感じさせるまちなみを暮らしの中で育む
- ◇ 良好的なまちなみを保全し、また育んでいくため、まちの魅力を共有し、住まい手によるルールづくりを進める

#### ■具体的な方策

- ・背景の山なみと一体感のある緑の景観を創る。
- ・側溝のしつらえ、石積み、生け垣の連続性を守り広げる。
- ・人工的な塀の設置を極力避ける。設置する場合は塀の人工的な印象を和らげ、緑の連続性を創り出すための配慮を施す。

(配慮の例)・塀の前面に植栽を設ける。

- ・塀の素材を木などの自然素材とする。
- ・塀の形態を透視可能なものとする。
- ・塀の高さを隣接する生け垣と合わせる。

・敷き際の形態に配慮する。

(配慮の例)・駐車場や車の出入り口の舗装を工夫することでアスファルトやコンクリートの無機質な印象を和らげる。



自然石を中心とした側溝や石垣と調和した、石を用いた出入り口

## 百楽荘弥生通り沿道

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

#### (趣のある和風建築物)

- 百楽荘は牧落駅が開業してまもなく、大正14年(1925年)から開発が始まっています。整然とした格子状の街路が特徴的で、道路の幅員もゆったりとしています。
- 特に弥生通りには道路の両端に1mほどの石張りの路肩があり、側溝を挟んで石積みや生け垣が連続しており、背景の山なみと一体となった、ゆとりと潤いのある景観が形成されています。また、沿道の大半は第一種低層住居専用地域であり、敷地規模も比較的大きく、趣のある古い和風建築物が残っています。



#### (建て替えの増加と建築様式の多様化)

- 近年では、住宅そのものの寿命や、住まい手の高齢化・相続等に伴い、建て替えが増加しています。建て替えに際しては、大規模敷地が細分化されるケースが多く、成長した庭木が切られたり、新しく建てられるそれぞれの住宅における間口の確保のために、生け垣の連続性が失われつつあります。
- また、建て替えに伴い、防犯機能の向上のために新設される塀や柵などが、閉鎖感や威圧感を与える場合が見受けられ、建築様式の多様化などと併せてまちなみの連続性や統一感が失われる要因の一つとなっています。
- 駅から続く近隣商業地域内の敷地には中層住宅や店舗が立地していることから、広告物などの掲出の際には特に落ち着いたまちなみへの配慮が求められます。

### 〈景観形成の方針〉

- ◇ 良好的な住宅地としての伝統を感じさせるまちなみを暮らしの中で育む
- ◇ 良好的なまちなみを保全し、また育んでいくため、まちの魅力を共有し、住まい手によるルールづくりを進める

### ■具体的な方策

- ・背景の山なみと一体感のある緑の景観を創る。
- ・石積み、生け垣の連続性を守り広げる。
- ・人工的な塀の設置を極力避ける。設置する場合は塀の人工的な印象を和らげ、緑の連続性を創り出すための配慮を施す。

(配慮の例)・塀の前面に植栽を設ける。

- ・塀の素材を木などの自然素材とする。
- ・塀の形態を透視可能なものとする。
- ・塀の高さを隣接する生け垣と合わせる。

・敷き際のしつらえの中で、路肩における石張りとの連続性の創出に配慮する。

(配慮の例)・駐車場や車の出入り口の舗装を工夫することでアスファルトやコンクリートの無機質な印象を和らげる。

・側溝をまたぐ橋に石を用いることで自然の持つ柔らかさをつなげる。

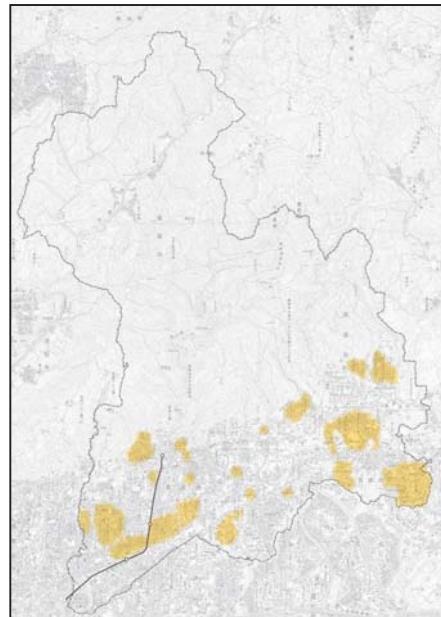
・広告物の掲出にあたっては、緑豊かな落ち着いた住宅地との調和に配慮し、掲出内容や大きさ、色彩に配慮する。

## 9 計画的住宅地区（戸建て住宅地区）

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

（整えられた計画的な住宅地景観）

- 昭和40年（1965年）以降、千里丘陵（南部丘陵）の開発や万国博覧会の開催に伴う道路の整備により、箕面市においても各地で民間事業者による計画的な住宅地開発が進み、市街化が進行しました。
- これらの計画的な住宅地開発には、都市計画の概念を取り入れられ、道路、街路樹、公園が適正に配置されています。また、山麓周縁部に建設された戸建て住宅は、無理な地形の改変を抑え、丘陵にそって住宅が配置されるなど、自然の地形をうまく活かした計画的な配置となっています。
- そして、住宅の大きさや形態、デザイン、敷き際のしつらえにも統一感があり、落ち着きとゆとり、魅力ある住宅地景観を形成しています。
- また、住まい手によって美しく手入れされた庭木や門前に飾られた花などが、まちに潤いを添えており、通りを行き交う人々へも安らぎを与え、温かいまちなみが形成されています。
- これらの地区は、第一種低層住居専用地域に指定されていることからも、低層住宅の良好な環境が守られています。さらに、地区計画や建築協定、地区まちづくり計画など、住みやすいまちづくりの基準を定め、お互いに守り合う制度を活用することで、より快適で美しいまちなみが保たれている地区も多くあります。



【山麓周縁部】粟生間谷東六、七丁目（阪急粟生間谷住宅）、粟生間谷西七丁目（東山住宅）、外院三丁目・石丸三丁目（青松園）、箕面八丁目（平和台住宅）など

【その他】粟生外院三・四丁目、（阪急外院の里住宅）粟生新家三・五丁目（豊川住宅）、小野原地区



地形になじんだ住宅  
(粟生間谷東)

（住まい手の減少などまちなみの継承の難しさ）

- しかし、ニュータウンのように、同時期に大量に供給されていることから、住まい手の年代が偏り、今後は空き家の発生が予想されます。そのため、活気や、住まい手のいきいきとした暮らしぶりが表れ出るようなまちなみをどう継承していくかが重要となります。
- また、住宅そのものの寿命による建て替えも同時期に集中することから、現在ルールの存在する地区においてはそのルールの活用はもちろん、今後さらに住まい手自らが向上させていく取り組みが求められています。
- 現に、市内では、玄関先を清掃したり、花で飾るといった日々の営みにとどまらず、家の前の道路の清掃や街路樹幹に花を植えるなど、自分たちが暮らす環境を快いもの

にしようという取り組みが広がり、人の関わりが随所に感じられる温かいまちなみが形成されているところがあります。このように住まい手自らがまちに関わり、そして育てるアドプト活動が、今後さらに広がりまた充実していくことが期待されます。

#### 〈景観形成の基本目標〉

- 「緑豊かなゆとりあるまちなみを継承する」  
(山麓周縁部)
- 「地形の変化を活かした景観を創る」
- 「背景の山なみと調和した景観を創る」

#### 〈景観形成の方針〉

- ◇住まい手による身近な景観づくりの取り組みを進める
- ◇いきいきとした暮らしを感じさせるまちなみを継承する
- ◇良好なまちなみを保全し、また育んでいくため、まちの魅力を共有し、住まい手によるまちのルールを大切にする

### ■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・背景となる山なみと、山なみと一体となる緑
- ・丘陵の地形
- ・ゆとりあるまちなみ
- ・スカイラインに配慮された勾配屋根
- ・統一された擁壁の石積み、生け垣など連続した敷き際の形態
- ・成長した庭木の緑
- ・街路樹幹に植えられている花

### ■具体的な方策

- ・建築物のデザインや外構などの調和のとれたまちなみを守る。

#### (山麓周縁部)

- ・遠景・中景として山なみと調和した地区の景観の形成を図る。  
(配慮の例)・山なみに調和した色彩や素材を使用する。
  - ・勾配屋根にしてスカイラインを考慮する。
  - ・緑地を効果的に配置する
- ・地形を活かし、各宅地の擁壁をデザインする

### ■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・都市計画法（地区計画）小野原西・粟生新家地区地区計画、外院南地区地区計画、西宿住宅
- ・建築基準法（建築協定）阪急間谷住宅（A～I）地区、阪急東山住宅（A・B）地区、阪急外院南住宅、  
桜池住宅地、小野原西・粟生新家地区、小野原西（A～D）地区、  
東箕面粟生M I D O R I D A I 、箕面エクセルみどり台
- ・箕面市まちづくり推進条例（地区まちづくり計画）平和台住宅
- ・まちづくり功労者、建設大臣及び大阪府知事表彰（桜池住宅地）
- ・箕面市快適環境づくり計画（H6）

## 10 計画的住宅地区（中高層住宅地区）

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

#### （計画的に整備された中高層住宅）

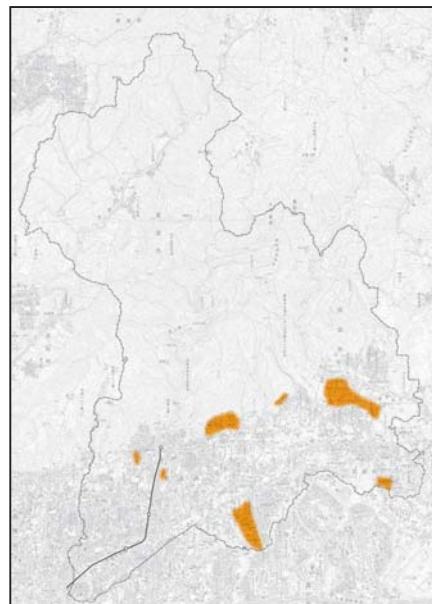
- 昭和40年（1965年）以降、千里丘陵（南部丘陵）の開発や万国博覧会の開催に伴う道路整備による利便性を活かした宅地開発が進められるようになり、計画的に整備された戸建て住宅地区と時期を同じくして、中高層住宅も計画的に開発されました。
- これらの開発には、都市計画の概念が取り入れられ、道路や街路樹、公園が適正に配置され、まちなみの整備が行き届き、ゆとりのある街区を生み出しています。また、圧迫感の軽減につながる建築物の形態・意匠における配慮やしっかりととした植栽により、時間とともに周辺のまちなみと馴染んでいます。
- 特に、山麓周縁部にあっては、無理な地形の改変を抑え、丘陵に沿って住棟が配置されています。また、壁面の分節化や山の稜線と調和する屋根形状などの配慮が見られます。散策路などと合わせて計画的に配置された緑も時の経過とともに成長し、中高層でありながら、山なみに溶け込み、調和しています。

#### （周辺へのまちなみへの配慮）

- 中高層住宅にあっては、特にスケールの異なるまちなみとに隣接する場合は、周辺に圧迫感を与えないような配慮が必要です。敷き際にあっては、後退により空間を生み出し、歩行者空間や中、高木を中心とした植栽、公園や広場などの緩衝帯を配置することが大切です。また、建築物等の配置や規模、形態、意匠にあっては、十分な変化をもたせ、まちなみのスケールを分断しない工夫が必要です。

#### （山なみ景観への配慮）

- 中でも山麓周縁部の中高層住宅については、周辺のまちなみへ配慮すると同時に山なみ景観への十分な配慮が不可欠です。みのおライフプラザや図書館、主要な公園や交差点、駅前などに代表される多くの人が利用



【山麓周縁部】如意谷三、四丁目、  
栗生間谷西四丁目など

【その他】船場西二丁目（船場団地  
地区を除く）、小野原東五丁目など



豊かな緑に囲まれた公的住宅のまちなみ  
(栗生間谷)



ゆとりをもって計画された中高層住宅地  
(如意谷)

する公共空間を眺望点としたときの山なみの稜線をさえぎらない規模とするほか、稜線と調和した屋根形状や四季折々の変化を見せる自然と調和する変化のある壁面など十分な配慮が必要です。

- 建築物の高さについては平成15年（2003年）の高度地区の指定により、一定のルールができました。しかし、高度地区の指定は、用途地域や指定時の現状をもとに定められていることから、16mから22mまでの建築物の建築が可能な地区もあり、それ以上の高さを認める特例許可のケースも考えられます。こうした地区における建築物においては、背景となる山なみ景観や周辺のまちなみになじむような配置や形態、意匠、色彩、また敷地内の緑化が求められるとともに、特例許可の際には、慎重な検討が必要です。

#### （良好なコミュニティの育成）

- これらの地区は、開発から数十年以上が経過しており、今後は高齢化等の新しい課題に対応するための増改築や、老朽化による建て替え等の時期を迎ることが予想されます。その際は、現在のゆとりある良好なまちなみや、成長した緑をどう守っていくかを十分考慮することが大切です。また、住まい手の高齢化による空き家の発生が予想され、活気や温かみのあるまちなみを守っていくための取り組みも求められます。
- 現に、ベランダを花で飾るといった日々の営みにとどまらず、住まい手が自分たちの暮らす環境を良いものにしようと、地区内の緑地や通路のみならず、公園や道路といった公共空間の清掃や、歩道を花で飾る等の取り組みが広がっているところがあります。手入れの行き届いた公園には人々が集まり、また花見などのイベントを通じて温かいコミュニティも生まれています。このように住まい手自らまちに関わりそして育てるアドプト活動が今後さらに広がり、充実していくとともに温かいコミュニティが育まれることが期待されます。

#### 〈景観形成の基本目標〉

- 「山なみや周辺の市街地と調和した緑豊かなゆとりある景観を継承する」  
(山麓周縁部)

- 「山なみ景観との調和に十分配慮した住棟配置や建築物デザイン、植栽を行う」

#### 〈景観形成の方針〉

- ◇ゆとりある緑豊かなまちなみを継承する
- ◇良好なまちなみを保全し、また育んでいくため、まちの魅力を共有し、住まい手によるルールづくりを進める

#### ■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・山なみ
- ・斜面地を活かし山なみと一体となったまちなみ
- ・ゆとりある緑豊かなまちなみ
- ・敷地内の成長した樹木

## ■具体的な方策

- ・スケールの異なるまちなみには接する場合は、隣接地や歩行者への配慮として、低層部や敷き際のしつらえに配慮し、壁面等の後退によりゆとりある空間を確保するとともに、高木を中心とした植栽を施すなど、緩衝帯を設け、まちなみの連続性の創出と圧迫感の軽減に向けた工夫を施す。
- ・単調な壁面とならないよう、分節化を図る。
- ・道路に面してまとまった緑を植栽し、シンボルツリーを植える。
- ・住戸の共有空間を利用し、まちかどのデザインや文化の演出を行う。

### (山麓周縁部)

- ・高さをできるだけ低く抑えるとともに雁行型や凹凸型の配置をすることにより壁面の文節化を図り、ボリューム感や人工的な印象を軽減する。
- ・屋根形状は勾配屋根またはパラペットのデザインにより、背景となる山なみのスカイラインと調和させる。
- ・冷たさを感じる素材、反射光のある素材の多用を避ける。
- ・色彩については、彩度を抑えるとともに明度を上げすぎないようにする。また原色等の突出した色を用いない。
- ・既存樹木の保全活用や周辺に見られる樹種の選定、高木を中心とする市街地側への植栽など、効果的な植栽を施す。

## ■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・箕面市花とみどりの街角表彰 市長賞（公団如意谷住宅）



## 11 箕面の核となる地区

### (1) 箕面駅周辺地区

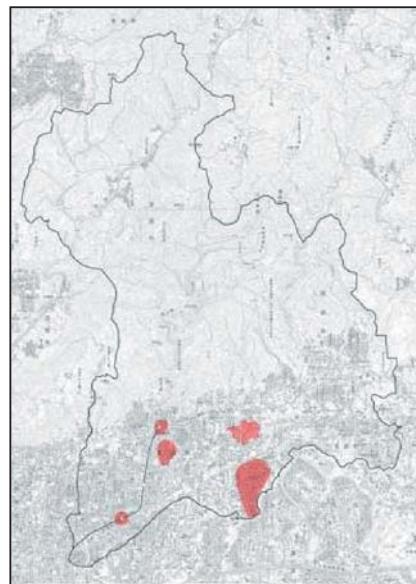
#### ■地区の景観特性と景観形成の課題

##### (箕面市の玄関口・にぎわいのある景観)

- 明治 43 年（1910 年）の箕面有馬電気軌道の開通に伴い、最も古くから市街化が進んだ西部地域の市民の生活基盤を支える商業機能が集積しました。また、箕面駅から箕面大滝へ至る滝道沿いには土産物店や旅館などが集積しており、豊かな自然とともに観光産業の拠点となっています。
- 昭和 54 年（1979 年）には箕面駅前地区市街地再開発事業が施行され（約 1.5ha）、箕面駅前広場を約 3 倍の面積に拡張し、バスターミナルを整備するとともに、再開発ビルとしてみのおサンプラザが建設されました。
- 箕面駅周辺は、通勤・通学を始めとした多くの市民に利用されているのと同時に、年間 120 万人の観光客が訪れる箕面の玄関口となっています。駅から箕面大滝へと続く滝道には観光客を対象とした土産物店が並び、また駅周辺には周辺住民を対象とした商業施設が立地し、にぎわいのある場所となっています。
- また、駅前は、電車を降りてすぐ身近に北摂山系の豊かな山なみや空といった自然と開放感を感じることができ、箕面らしさを実感できる貴重な場所であることから、山なみを見る大切な眺望点としての役割を持っています。山麓周縁部での建設行為にあっては、特に箕面駅から見たときの山なみ景観との調和に十分な配慮が求められます。

##### (商業の活性化につながる景観形成)

- 駅前の再開発から 25 年以上が経過した現在では、駅前広場の設備や再開発ビルの設備の老朽化、核となる店舗の撤退、空き店舗の増加、周辺の商業施設の衰退などの問題が発生しており、駅前商業としての再構築を図る時期に来ています。
- こういった変化を受け、箕面市商業活性化ビジョンや箕面市中心市街地活性化基本計画、みのおサンプラザ等公共施設再配置計画の策定が進められ、それに沿ってさまざまな取り組みが進められています。
- 各公共施設の機能や設備の見直しに加え、景観面では、特に施設の老朽化からくる外観の改修・改善が必要とされており、個別の検討ではなく、面向的な一体整備の視点で



箕面駅周辺地区、桜井駅周辺地区など



箕面駅前



箕面駅前本通り商店街

の検討が必要です。加えて、箕面駅前では、プランターを用いた緑化などのアドプロト活動も生まれており、市民の公共空間への維持管理への参画についても検討していく必要があります。

#### 〈景観形成の基本目標〉

- 「箕面の玄関口として、調和の取れた景観を創る」

#### 〈景観形成の方針〉

- ◇商業活性化に向けた一連の取り組みの中で、景観面においても一体的な改善や向上を図る

### ■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・箕面駅前から見る四季折々の山なみ
- ・箕面川の流れと川に架かる橋
- ・瀧安寺鳳凰閣、橋本亭、音羽山荘（旧三井造船保養所）、梅屋敷に代表される近代和風建築物
- ・瀧安寺横の照葉樹林
- ・坂道の起伏
- ・インターロッキングの舗装
- ・土産物屋のにぎわい
- ・大井堰水路

### ■具体的な方策

- ・箕面駅前からの景観について、背景の山なみとの調和に十分配慮し、植栽の配置における工夫のほか、緑に馴染む規模・形態・意匠とする。特に大規模の建築物等にあっては、長大な壁面や過度の装飾を避け、山の稜線や緑に十分配慮する。
- ・坂道の起伏を活かし、地形の改変を最小限にする。
- ・建築物、ストリートファニチャー、舗装、サインなどのデザインの統一を図ることで一体感を持たせる。
- ・案内・誘導サインについては整理・集合化を図る。
- ・派手な電飾や照明を避け、夜間景観を美しくする。
- ・敷き際の舗装と前面道路の舗装の材質や色を合わせ、一体となった空間を創る。

### ■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・箕面市都市計画マスターplan(H8)（商業・業務拠点）
- ・箕面市商業活性化ビジョン(H14)
- ・箕面市中心市街地活性化基本計画(H16)
- ・箕面市快適環境づくり計画(H6)
- ・箕面市交通バリアフリー基本構想(H16)（重点整備地区）
- ・箕面市みどりの基本計画(H16)（緑化重点地区）
- ・みのおサンプラザ等公共施設再配置計画(H17)
- ・箕面市交流集客産業ビジョン「ミュージアムシティ」(H9)

## 滝道沿道（風致地区含む）

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

（箕面公園へといざなうにぎわい・もてなしの景観）

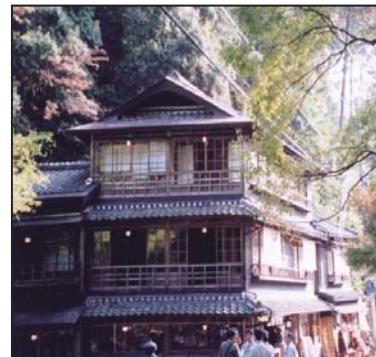
- 滝道沿道地区は、大和時代に建立された瀧安寺への門前として、また明治期に開園された箕面公園への入り口として発展した地区です。
- 明治43年(1910年)に箕面有馬電気軌道が開通し、箕面駅周辺の市街化が進みました。また行楽地としての整備が進められ、滝道の整備や、橋本亭などの旅館が建築されました。
- 昭和中期頃には、箕面ドライブウェイをはじめとする幹線道路の整備が進められ、周辺では住宅地を中心とした開発が進みました。山麓周縁部の丘陵地を活かした住宅地の開発や、箕面温泉スパーガーデンなどの建設が行われました。
- 現在、箕面駅から一の橋の間は、訪れる人を迎えるにぎわいの場として土産物店等が建ち並び、一の橋付近には平成17年(2005年)に都市景観形成建築物に指定した「橋本亭」が建っています。一の橋から箕面大滝までの間には、箕面川と緑の静かな空間が続いており、「梅屋敷」に代表される近代和風建築物や、「音羽山荘（旧三井造船保養所）」等があります。また、瀧安寺には石垣の上にそびえる鳳凰閣（国登録有形文化財）や弁天堂等の寺院建築が見られ、秋の紅葉の時期には観光客等でにぎわっています。
- また、滝道沿いに流れている箕面川の景観については、滝道の背景となっている斜面樹林緑地と合わせて、自然や四季の移り変わりを感じる景観要素であるとともに、この地区特有の景観を醸しだす骨格として重要なものです。また一の橋より北側については、明治に指定された府営公園とともに、昭和に「国名勝」、「明治の森箕面国定公園」、「近郊緑地保全地区」として「風致地区」に重複して指定されており、北摂の貴重な緑地資源として、保全されています。
- しかし、箕面駅から一の橋の間は、周辺の市街地の広がりとあいまって、和風旅館が廃業し、中高層住宅への建て替えが行われるなど、にぎわいの空間からの変化が見られる状況となっています。
- 建築物等の新築・増改築等にあたっては、周辺環境への調和が求められますが、特に周辺と異なる用途の建築物については、滝道の持つ歴史的な趣や昔ながらの賑わいへ



緑豊かな滝道



訪れる人を滝へといざなう入り口



橋本亭

の配慮が必要です。

(古い建物を活用したもてなしの拠点づくり)

- また、最近では、古いものの良さを活用する事例も見られます。「橋本亭」は明治 43 年(1910 年)頃から営業されていた旅館で、建築当時としては珍しい木造 3 階建ての構造で、現在では手に入りにくい「結霜」と呼ばれる手ふきガラスが残るなど、歴史的価値の高い近代和風建築物として、大阪府による調査の対象にもなっていました。平成 11 年(1999 年)頃から後継者難のために休業となり、存続が危ぶまれていましたが、改修・再生に取り組み、現在では、歴史的な風情や趣はそのままに、カフェやギャラリーとしての活用が図られています。
- このように、滝道沿道においては、時を経た建築物に部分的な改修やリニューアルを施し、場合によっては用途を転用しながら、建築物が持つ良さを上手に活かす例がいくつか生まれています。
- 今後、周辺市街地の広がりが滝道周辺の景観への影響を及ぼさないようするためには、こうした事例をモデルケースとして周辺に広げていくとともに、こうした施設の利用を増やすことが大切となります。合わせて、この地域が箕面市の歴史的・文化的景観の核ともいるべき地域であることを所有者、市民、行政が再確認し、箕面市にとって欠かすことのできない景観であるとの思いを醸成していく必要があります。

〈景観形成の方針〉

- ◇ 箕面大滝へつながる沿道の建築物や坂道、遠景の山なみなどを活かし、風情ある景観を創る
- ◇ 市民、事業者、行政が、歴史的・文化的景観を、みんなのものとして、保全を進めるための意識を醸成する

■具体的な方策

- ・ 箕面駅から一の橋までは「にぎわいの沿道づくり」、一の橋から箕面大滝までは「静閑な沿道づくり」に配慮する。  
(配慮例)・沿道建築物のボリュームやデザイン等を一体感あるものとする。
  - ・ 地形の起伏を活かし、地形の改変を最小限にする。
  - ・ ストリートファニチュアや道路照明等についても、周辺の自然や歴史的な建築物と一体感のあるものとする。

## (2) 桜井駅周辺地区

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

(暮らしを支える魅力ある景観づくり)

- 桜井地区は、明治43年（1910年）の箕面有馬電気軌道の開通に伴い計画的に形成された住宅地であり、桜井駅周辺地区では、近隣の住民を対象とした地域密着型の商業機能が集積されてきました。また、地区の中心を通る桜井石橋線は、かつて西国街道として、人々の往来でにぎわいました。
- しかし、周辺の道路の多くは幅員4～5mの狭路で構成され、幹線道路においても未整備の区間があるなど、安全面において課題があるほか、駅前広場等による公共空間の確保を始めとした都市基盤の機能の更新や、交通アクセスの悪さの解消などが課題となっています。
- また今日では、商業施設の老朽化、商業機能の空洞化などが進んでいます。日常生活において利用される生活利便施設の空き店舗が増えると、市民の暮らしにも影響が出るほか、暮らしを支える経済活力の維持にも支障が生じる恐れがあります。
- このようなまちづくりにおける課題の解決に向けて検討を重ね、地域に根ざし、また暮らしを支える魅力ある景観を創っていくことが求められています。



桜井商店街

〈景観形成の基本目標〉

- 「近隣商業核として、活気の感じられる景観を創る」

〈景観形成の方針〉

- ◇商業活性化や都市基盤整備に向けた一連の取り組みの中で、景観面においても一体的に改善や向上を図る

### ■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・計画的につくられた低層で良好な住宅環境
- ・商店のにぎわい
- ・西国街道（一番通り）と桜
- ・箕面川の流れ
- ・大正住宅改造博覧会地区とのつながり

### ■具体的な方策

- ・建築物、ストリートファニチュア、舗装、案内・誘導サインなどのデザインの統一を図ることで一体感を持たせ、まとまりのある駅前をつくる。

### ■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・箕面市交通バリアフリー基本構想（H16）（重点整備地区）
- ・箕面市都市計画マスターplan(H8)（商業・業務拠点）
- ・箕面市商業活性化ビジョン(H14)
- ・箕面市中心市街地活性化基本計画(H16)
- ・箕面市快適環境づくり計画(H6)

### (3) 芦原公園周辺地区

#### ■地区の景観特性と景観形成の課題

##### (公共施設の集まるシビックゾーン)

- 芦原公園は芦原池やそこから見る豊かな山なみと一体となった緑など、自然を身近に感じられる場所として多くの市民の憩いの場となっています。また、中央図書館・中央生涯学習センター・メイプルホールといった文教公共施設があり、音楽・演劇活動や簾面まつりといった文化活動が行われています。また、周辺には警察署、消防署、郵便局といった各種公共施設が集まっています。
- 景観面からは、勾配屋根による山なみとのスカイラインの調和や、訪れる人を温かく迎えるやわらかな色彩、タイルやガラスパネルなど質感を高める外壁の素材、シンボリックな三角屋根や彫刻池など、細部においてデザインが施され、これらの文化・公共施設が地区の景観を先導して、落ち着きとまとまりのある景観を創り出しています。歩道の路面舗装や街路灯・サインなどもあわせてデザインされ、さまざまな要素が一体となって文化の感じられる良好な景観を創り出しています。



中央図書館



消防署

##### (シンボル的な景観形成と周辺との調和)

- 日常生活の中で、多くの市民が集い、利用する場所であることから、市のシンボル的な景観として、現在形成されている良好な景観を今後も保全するため、適切に維持管理を行うとともに、簾面駅からの連続性の創出や周辺への広がりが求められます。
- また、芦原公園の開かれた空間にあっては、山なみを見る大切な眺望点としての役割を持っています。山麓周縁部での建設行為にあっては、芦原公園から見たときの山なみとの調和に十分な配慮が求められます。

**〈景観形成の基本目標〉**

- 「豊かな自然と文化を感じられる、シンボル的な景観を保全し、広げる」

**〈景観形成の方針〉**

- ◇核となる公共施設の優れたデザインを活用し、広げる

**■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素**

- ・芦原池と池から見た山なみ
- ・芦原公園の緑
- ・周辺景観に配慮するとともに、地域の景観を先導するデザインが施された各種公共施設
- ・歩道の路面舗装や街路灯

**■具体的な方策**

- ・隣接する公共施設のデザインを取り入れ、連続性を創り出す。  
(配慮の例)・隣接する公共施設で用いられている外壁の色や外装材を取り入れる。
- ・装飾性を高める。  
(配慮の例)・良質な外装材を用いる。
  - ・単調な表面を避け、分節化を図る。
- ・敷き際の植栽や舗装、モニュメントの設置などにより、連続性を創り出す。  
(配慮の例)・敷き際にシンボルツリーを設置する。
  - ・舗装を美化化する。
  - ・門柱や銘板や表札などの装飾性を高める。
- ・広告物の過度な掲出を控える。  
(配慮の例)・色数を少なくする。

**■景観形成上関連する計画・取り組み**

- ・箕面市都市計画マスターPLAN(H8)(コミュニティ拠点)
- ・箕面市快適環境づくり計画(H6)
- ・箕面市交通バリアフリー基本構想(H16)(重点整備地区)

#### (4) 船場団地地区（大阪船場纖維卸商団地地区）

##### ■地区の景観特性と景観形成の課題

###### （纖維卸商団地の発展と近年の変化）

- 船場団地は、昭和45年（1970年）の開業以来、日本有数の纖維卸商団地として活発な商業活動を展開してきました。
- しかし、纖維業界の不況や流通構造の変化などの影響を受け、船場団地内で活動する企業においても事業規模の縮小や経営破綻が相次いだことから土地や建物の売却が進み、共同住宅や遊技施設などといった纖維卸商団地の目的と相違する建築物が増加するなど、まちの様相が急激に変化しつつあります。
- そして、その結果、生活関連インフラの整備や防犯面での課題、「纖維のまち」というまちのイメージへの影響など、さまざまな課題が出てきました。



船場団地のまちなみ



纖維卸売業の集積

###### （規制誘導と合わせたまちづくりの取り組み）

- 平成16年（2004年）にまとめた「大阪船場纖維卸商団地における都市再生調査報告書」では、活性化へ向けた新たなまちづくり整備の方向性として、纖維卸売業を根幹としつつも飲食店や商業施設といった小売業の誘致など、纖維卸売業以外の機能誘致や、まちづくりの方向性にそぐわない開発等規制・誘導、居住者に対する安全・安心の確保などを提案しています。
- 景観上においても、壁面線の統一を始め、整然とした景観形成を進めてきました。特に国道423号（新御堂筋）沿いは、千里丘陵の地形であるため北摂山系の山なみが眺望できることや、高層の建築物による連続性や一体性が感じられる景観が形成され、大阪府景観条例においても「景観形成地域」に指定されています。
- 一方で、緑化の誘導等の規定が定められていなかった時期に建築された建築物も多く、目に見える緑の少なさなどが課題となっていました。
- さらに、最近のまちの様相の変化を受け、歩行者への配慮なども必要となってきた中で、特に、歩行者の視線レベルにある建築物の低層部分においては圧迫感の軽減や、植栽による潤いの創出、後退による歩行空間の確保などが求められるようになってきました。
- 土地利用のありかたについては、都市計画法や条例等の活用により一定の規制・誘導がなされていますが、現在、船場団地組合が船場団地のまちづくり構想について検討を進めており、今後はその検討結果を尊重しつつまちづくりを進めていく必要があります。

**〈景観形成の基本目標〉**

- 「建築物同士の連続感の中にも個性がある、親しみのある景観を創る」

**〈景観形成の方針〉**

- ◇地区の土地利用を含めたまちづくりの方向性と合わせて、景観形成のありかたを検討する

**■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素**

- ・国道423号（新御堂筋線）の広幅員がもたらすゆったりとした空間とそこからの山なみへの眺め
- ・千里丘陵の地形

**■具体的な方策**

- ・隣接する建築物との連続感やまち全体としての一体感を創る。纖維卸商団地の目的と相違する場合には、特に配慮する。  
(配慮の例)・壁面の位置や建築物のデザインを周辺のまちなみあわせ、連続感を出す。
  - ・バルコニーを張り出さず、フラットな壁面をつくる。
  - ・立体駐車場等の開口部にルーバーを設置し、壁面をつくり出す。
  - ・窓の高さを合わせる。
- ・長大な壁面にあっては、適度な分節化を行う。特に、歩行者の視線レベルにある低層部においては、建築物と一体となった植栽柵の設置や高木の寄せ植えなどを効果的に活用し、圧迫感の軽減に努める。
- ・住宅地と隣接する建築物にあっては、派手な色使いや過度の広告物の掲出を避け、住宅地側への配慮を施す。

**■景観形成上関連する計画・取り組み**

- ・箕面市都市計画マスターplan(H8)(拠点整備地区)
- ・大阪府景観条例(景観形成地域)
- ・箕面市特別業務地区建築条例
- ・大阪船場纖維卸商団地における都市再生調査報告書(H16)
- ・箕面市快適環境づくり計画(H6)

## (5) 箕面新都心地区（かやの中央地区）

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

#### （立地特性を活かした新しい拠点整備）

- かやの中央は箕面市の市街地の中心に位置し、国道171号と国道423号（新御堂筋）が交差する交通の要衝として利便性の高い地区です。また、船場地区の商業群に近接し、北大阪急行線の延伸構想、国道423号バイパス整備と合わせ、箕面市の中でも都市機能が集積する潜在能力が高い地区でもあります。
- 一方で、地区の背後には緑の屏風となる山なみが広がり、そこを源とする千里川が地区内を流れるなど、恵まれた自然の資源を有しています。
- 特定土地区画整理事業による基盤整備に伴い、親水河川として整備された千里川と一体となったせせらぎ公園や各種イベントに利用できるかやの広場、日常生活の利便性を高める多機能型商業施設などの建設、市民活動・文化交流の拠点となるみのお市民活動センターが整備されるなど、多くの人が集まる市の新しい核として、魅力ある景観形成を進めていくことが求められています。



土地区画整理事業によって完成した  
新しい景観



#### （協働によるまちづくりの取り組み）

- まちびらきの前段では、土地の所有者で構成される「箕面新都心まちづくり協議会」や、公募市民や専門家などで構成される「箕面新都心生活デザイン検討委員会」などが、それぞれの立場からまちの魅力について考え、その成果は「まちづくり基本計画」や「箕面新都心デザイン計画」などとしてまとめられています。
- 中でも、「みんなが得するまちづくり作法集」については、まちの魅力を高めることによってそのまちに関わる人みんなが得をするとして、そのための「作法」がまとめられています。また、まちづくりの検討の中で、地区計画の決定や都市景観形成地区の指定が行われました。
- 今後、新しく建てられた建築物やそこに集まる人がまちを創り、育んでいくこととなります。それが、新しいまちづくりの目標と経過を十分に理解し、共有するとともに、景観形成の主体であることを認識し、いきいきとしたまちを創り、育むことが求められます。また、緑豊かで良好なまちなみの形成に向か、全国展開の店舗においても建築物の意匠や植栽の配置などに配慮が施されています。
- また、利便性の向上に伴い、かやの中央の周辺においてもまちの様相が変化する可能性があることから、地区周辺にもルールを広げていくことも大切となります。

#### （まち育て交流会による継続的な取り組み）

- 当地区では、かやの中央まち育て交流会が核となって、千里川のアドプト活動やまん

どろ火祭りの実施による文化の継承など、まち育てのための取り組みが進められ、こうした取り組みを通じて人々の交流が生まれています。このように、人の関わりを見て感じ取れるまちなみの形成が行われていることが、まちの良さであり、今後も大切にしていきたいこととなっています。

#### 〈景観形成の基本目標〉

- 「山なみや千里川の流れなど、豊かな自然を取り込んだ、にぎわいのある景観を創る」

#### 〈景観形成の方針〉

- ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体として、新しいまちづくりに関わり、ルールを大切にするとともに、自然を取り込んだ温かいまちを創る
- ◇「箕面新都心まちづくり基本計画（平成12年7月策定）」に基づき、地区のまちづくりのテーマである「山にいだかれて、流れを大事にする、人が活きる街・かやの」の実現に向けた景観を形成する

#### ■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・山なみ
- ・千里川の流れ
- ・としん地区の商業施設
- ・電線のないまちなみ（ヤマボウシ通り、タイワンフウ通り）
- ・山なみと新しいまちをつなぐまんどろ火祭り



#### ■具体的な方策

- ・地区内を「すまい地区」、「にぎわい地区」、「としん地区」に分け、それぞれの機能に応じたまちなみを形成する。
  - ・北部大阪都市計画「萱野中央地区地区計画」を遵守する。
  - ・「かき」又は「さく」の高さを抑える。
  - ・敷地内の広告物又は看板は、周辺の環境に調和するように自己用のみとする。
  - ・資材置場としての土地利用は行わないものとする。
  - ・また、生産緑地が多く存在するエリアにおいて、先行して農地以外の土地利用を行う際には、周辺に残る農地に配慮する。
- ・「箕面新都心まちづくり基本計画」に基づき、「みんなが得するまちづくり作法集」を積極的に活用し、「山なみを活かす」、「緑を育てる」、「夜を演出する」などの作法に配慮する。

#### ■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・箕面市都市計画マスターplan(H8)(拠点整備地区)
- ・都市計画法（地区計画）萱野中央地区地区計画
- ・箕面新都心デザイン計画(H11)（箕面新都心生活デザイン検討会議）
- ・箕面新都心まちづくり基本計画(H12)
- ・「みんなが得するまちづくり作法集」
- ・箕面市快適環境づくり計画(H6)

## 12 新規開発地区

### (1) 彩都（国際文化公園都市）地区

#### ■地区の景観特性と景観形成の課題

##### (自然と調和した景観形成)

- 彩都（国際文化公園都市）地区は、箕面市東部から茨木市北部にまたがる丘陵地に位置しています。周辺には、大阪大学、国立民族学博物館、大阪大学医学部附属病院、国立循環器病センターなど、万国博覧会を契機に整備された学術・文化・研究機能が集積しています。このように、さまざまな学術・文化・研究開発施設などの北大阪地域の資源を機能的に結びつけて、大阪都市圏全体の発展に貢献することを目指しています。
- この彩都地区の建設は、都市再生機構（旧都市基盤整備公団）が特定土地区画整理事業により、道路・公園といった都市基盤と大街区を整備した上で、民間事業者等が二次開発を行う二段階整備によって実施されています。今後、基盤整備が一定整った後、モノレールの延伸などによる利便性の向上と相まって、急速に市街化が進行することが予想されることから、あらかじめルールを検討し、既にある住宅地や山なみ、自然と調和した、緑にとけ込む景観づくりを進めていく必要があります。また、特に北摂山系の山麓周縁部に位置することから、市街地からの見え方を十分に考慮し、山なみに調和した緑豊かな地区景観の形成が重要となります。
- 地区の景観の形成にあたっては、主要水系の川合裏川を中心公園・緑地が連続する「緑軸」を計画し、また地形的特性を活用しつつ視覚的効果の高い緑地景観を創り出す「緑のエッジ」とこれらに連携する公園が一体となった緑豊かな地区景観を創り出す計画となっています。

##### (地権者によるまちなみづくりの取り組み)

- また、すでに土地利用が開始されている地区では、早い段階から地権者によるまちなみ勉強会が重ねられ、まちづくりのためのルールが検討されました。これらのルールは、地区計画や都市景観形成地区の基準として位置づけられています。
- 中でも特徴的なのは、敷き際から50cmの空間には擁壁やフェンスなどの構造物の設置を控え、植栽するというルールを定めた点です。敷き際にまず緑を確保することによ



彩都（国際文化公園都市）地区、  
小野原西地区、箕面森町（水と  
緑の健康都市）地区



り、彩都地区のような丘陵状の地形において特に課題となりがちな擁壁を始めとする構造物の人工的な印象を和らげることができます。また、地区外から眺めたときに、背景の山なみと連続した緑を創り出す効果があります。

- このように、他者への配慮、周辺の山なみやまちなみへの配慮を地区の随所に感じ取ることができる温かいまちなみを創っていくことが求められます。

#### 〈景観形成の基本目標〉

- 「山なみと調和した緑豊かな景観を創る」

#### 〈景観形成の方針〉

◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体として、新しいまちづくりに関わり、温かいまちなみを創る

◇地区のまちなみを育んでいくためのルールづくりを広げる

### ■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・背景となる山なみの緑
- ・丘陵の地形
- ・敷き際の緑

### ■具体的な方策

・地区外から地区内が眺められることを考慮に入れて、これを効果的に見せるため、建築物などのスカイラインと山なみとの調和が図れるように建築物の高さ、容積、デザインなどを工夫する。

・敷き際の植栽を活かし、擁壁を始めとした工作物の人工的な印象を和らげるとともに、背景の山なみと一体感のある緑の景観を創る。

(配慮の例)・歩行者のスケールを超える擁壁を設置する場合には、擁壁の前面に中高木を設置する。

・擁壁やその上に設置するフェンスによる歩行者への圧迫感を軽減するために、高さやデザインを工夫する。

(配慮の例)・擁壁は勾配を持たせるなど圧迫感を軽減し、自然石の使用や化粧型枠等による表情のある仕上げとする。

・透過性のあるフェンスを用いる。

・敷き際の形態意匠に配慮する。

(配慮の例)・駐車場や車の出入り口の舗装を工夫することでアスファルトやコンクリートの無機質な印象を和らげる。

・河川沿いの緑化を進め、水辺の親水性を高める。

### ■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・箕面市みどりの基本計画(H16)（緑化重点地区）
- ・都市計画法（地区計画）彩都栗生地区地区計画
- ・彩都（国際文化公園都市）都市環境デザイン基本計画（案）
- ・箕面市都市計画マスターplan(H8)
- ・箕面市快適環境づくり計画（H6）

## 彩都栗生地区

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

(彩都の入り口としてふさわしい景観形成)

- 彩都栗生地区は、彩都地区のエントランスゾーンにあたり、都市の骨格空間を構成する都市軸（茨木箕面丘陵線）と緑地軸（川合裏川）が交差する特徴ある空間を形成しています。施設誘致や周辺の既成市街地や農地と調和した住宅地など、良好な景観の形成が期待されています。
- 地権者等による勉強会などを通じて定められた地区計画と合わせ、特に、敷き際ににおける緑化を始めとした地区固有の基準を定めます。具体的には本地区を2地区に区分し、景観形成を図ります。

#### 〈景観形成の方針〉

- ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体として、新しいまちづくりに関わり、ルールを大切にするとともに、自然を取り込んだ温かいまちを創る
- ◇「彩都（国際文化公園都市）都市環境デザイン基本計画（案）」に基づき、21世紀の新しい時代にふさわしい都市景観、都市空間を備えた品格のあるまちを育む

### ■具体的な方策

(施設導入地区)

- ・多様な都市活動が展開される場として位置づけ、研究・業務・サービス・文化施設等を導入し、本都市の国際性、文化性、自然を印象づけるシンボル的な建築物を配置するとともに、建築物の形状や色彩などのデザイン、空間構成等の創意工夫により特徴的な景観形成に努める。
- ・都市軸（茨木箕面丘陵線）沿いは、公園都市を象徴する緑豊かなパークウェイ空間の創出に努める。
- ・一般住宅地と接する地区では、一般住宅地との調和に配慮した沿道景観とする。

(一般住宅地)

- ・戸建て住宅や低層集合住宅を主体とする良好な住宅地の形成を目指し、周辺の住宅や農地といった既存のまちなみ、背後の山なみや川合裏川の緑地軸との調和を基本に、連続性のある景観を形成する。
- ・道路等に面した空間は、住まい手による積極的な植栽やガーデニング活動を通して公園都市にふさわしい緑豊かなまちなみを形成する。

## (2) 箕面森町（水と緑の健康都市）地区

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

(変化に対応した自然と調和する住宅地景観の育成)

- 箕面森町は、北摂山系に属する丘陵地で、緑に恵まれた環境を有しています。隣接する止々呂美集落では、古くからの農村集落として、自然豊かでゆったりとした良好な里景観を呈しています。一方、市街地とは中央山間地域により分断されていることから、過疎化への対応や生活利便性を確保するといった、長年にわたる課題を抱えている地域でもありました。
- 箕面森町の整備は、これらの課題を解決するだけでなく、将来の北大阪地域を支える良質な都市基盤を整備することで、活力の向上に寄与するという意味も大きく、土地区画整理事業による一体的な整備が進められています。合わせて、国道423号バイパスの供用開始や第二名神高速道路の整備も進められており、利便性の向上に伴う市街化の進行によって、まちの様相が大きく変化していく可能性があります。
- 箕面森町では余野川ダムとの一体的な建設計画があり、豊かな水景の創出や、ダム湖への眺望の確保やダム湖越しのまちなみづくりの実現に向かって、ダム湖を活かしたまちづくりが検討されてきました。
- しかし、国土交通省から余野川ダムの建設に関して「当面実施しない」との方針が示されたことで、水際空間を活かしたまちづくりの再考が必要であり、ダム湖に代わる親水空間を創出する検討など、景観についての考え方を再度整理する必要があります。
- いずれにしても、今後、単に新しく整然としたまちを創るのではなく、地形などの立地条件に合わせたタイプの異なる住宅地を中心とした、自然と調和した緑豊かな住宅地景観を創り、育んでいくことで、既にある周辺の止々呂美集落や山なみなどの自然とのつながりを大切にするとともに、新しいまちとしての魅力を高めていくことが求められます。



### 〈景観形成の基本目標〉

- 「自然と調和した緑豊かな住宅地景観を創る」

### 〈景観形成の方針〉

- ◇ 地区に関わる全ての人が景観形成の主体として、新しいまちづくりに関わり、まちの魅力を高める

## ■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・背景となる山なみ
- ・丘陵の地形
- ・止々呂美集落の良好な里景観

## ■具体的な方策

- ・周辺の山なみや丘陵の地形、また止々呂美集落との調和を図り、建築物の高さ、デザインなどを工夫する。
- ・ヒューマンスケールの空間構成を守る。周辺と高さや用途が異なる場合には、特に連続性に配慮する。
- ・建築物の色は彩度を抑えた自然に馴染む色を使用する。
- ・敷き際の緑化を通じて、周辺の山なみや丘陵の地形、またまちなみと一体感のある緑の景観を創る。

（配慮の例）周辺の山に多く見られる樹種を敷き際や斜面側に植栽する。

## ■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・箕面市都市計画マスターplan(H8)
- ・箕面市みどりの基本計画(H16)（緑化重点地区）
- ・箕面市快適環境づくり計画(H6)

### (3) 小野原西地区

#### ■地区の景観特性と景観形成の課題

##### (協働の取り組み)

- 小野原西地区は、春日神社の神社林を始めとした、里山的環境が残されているという特色を持っていました。人々は、身近な暮らしの中で、この里山的環境と関わりながら生活を営んできました。一方、周辺に国道 171 号や府道山田上小野原線などの幹線道路がありながら、十分な道路の整備や身近な交通手段であるバス路線網、日常生活に必要な生活利便施設の不足などといった課題がありました。また、東側に小野原特定土地区画整理事業区域、西側に阪急小野原住宅地といったそれぞれ計画的に整備された住宅地があり、北側にも既存集落がある中で、島状に残されている地域もありました。
- そこで、箕面市が施行者となり、従来の良好な住環境の整備と合わせ、現在十分でない生活利便施設の補完により、地域全体の調和を図るべく特定土地区画整理事業が進められてきました。
- 春日神社を始めとした、豊かな自然が残る当地区の整備にあたっては、特に、現存する緑を大切にし、また現存する緑と調和する緑を新たにつくり出すことに重点が置かれています。また、単に緑を残したり新しく植えるだけではなく、里山的環境の中で育まれてきた「暮らしの中での人と自然との関わり」を新しいまちづくりにも継承することが大切にされてきました。
- まちづくりの過程においては、道路や公園といった基盤整備の段階で、地権者や市民の参画のもと、デザインに関する検討が進められました。デザインの検討にあたっては、整備を行う前の地形や豊かな自然・緑のイメージを取り入れたり、里山の再生といった自然環境への配慮や人と自然との関わり、周辺市街地や遠景となる山なみ景観とのつながりが随所で意識されています。
- 例えば、これまで自然、歴史や文化に気軽に触れることのできる場所として、地域で永く大切にされてきた春日神社と、その近くに今後整備が予定されている松出公園の緑を新しいまちにつなぎ、活かしていくために、市道小野原 7 号線が春日神社から続く「緑の遊歩道」として整備されます。また、地区中央を貫く市道小野原豊中線は、沿道に店舗等が立地する道路として、暮らしを支える拠点となることが期待されていますが、広幅員の歩道を確保し、街路樹の整備を充実させることで、にぎわいの中にもゆとりと緑のある「シンボルロード」として、質の高いアメニティ空間の形成と魅力ある景観、防災上の充実が目指されています。
- 今後は、こうした基盤整備が整えられたまちに、建築物が建てられ、新しくまちを創り、育んでいくことになりますが、もともとこの地区が持っていた特性や、それを引き継いだ新しいまちづくりの目標と経過を十分に理解し、共有するとともに、この地区に関わるすべての人が景観形成の主体であることを認識し、表情豊かなまちを創り、育むことが求められます。



〈景観形成の基本目標〉

- 「緑を活かした表情豊かなまちを創る」

〈景観形成の方針〉

- ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体として、新しいまちづくりに関わり、まちの魅力を高める

■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・地域で永く大切にされてきた春日神社と神社林
- ・緑の核となる松出公園
- ・日常生活の拠点となるシンボルロードのにぎわい
- ・シンボルロードのゆったりとした緑豊かな歩道
- ・暮らしに身近な生活道路として地区内をつなぐ市道小野原6号線
- ・地区とその周辺をつなぐ「緑の遊歩道」市道小野原7号線
- ・背景となる山なみ
- ・地区の周辺に残る歴史的建築物

■具体的な方策

- ・山なみや地区内に残る緑と一体感のある緑の景観を創る。
- ・建築物の色は彩度を抑えた自然に馴染む色を使用する。
- ・敷き際の緑化を通じて、周辺の山なみやまちなみと一体感のある緑の景観を創る。
- ・敷き際の形態意匠に配慮する。  
(配慮の例)・駐車場の出入り口など敷き際の舗装はアスファルトやコンクリートの無機質な印象を和らげるよう工夫し、歩道の舗装と連続性をもたせ、一体となった敷き際を創る。

■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・小野原西地区ふるさとの顔づくり計画(H15)
- ・箕面市みどりの基本計画(H16)（緑化重点地区）
- ・都市計画法（地区計画）小野原西地区地区計画
- ・箕面市都市計画マスターplan(H8)
- ・箕面市快適環境づくり計画(H6)

## 13 その他の地区

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

(敷き際の工夫などによるまちなみ景観の向上)

- 昭和中期以降、主に幹線道路に近接した地域や、新しく開発された住宅地周辺の山林や農地などが市街化され、徐々に住宅地が形成されていきました。
- こうした住宅地では、計画的につくられたものでないことから、統一感に欠けるほか、敷地規模が比較的狭小であることから、ゆとりや緑が乏しく、また公園や街路樹といった都市計画上の整備も十分には行き届いていません。
- このことから、各住宅において、特に敷き際での景観形成の工夫は非常に重要となります。既にある住宅にあっては、玄関周りの鉢植え緑化など、一見すると小さな工夫がまちに温かみを与えています。こうした住まい手による取り組みを隣へと広げることにより、それぞれの住宅と住宅に連続性を生み出すことがまちなみをより向上させます。

(意欲的な事業者の取り組み)

- 新しい開発にあっては、意欲的な事業者の取り組みによって、あらかじめ各住宅にある一定の規則性を持たせることにより、それぞれの住宅と住宅とに連続性を生み出し、まちなみ全体としての一体感を高める事例が生まれています。
- 今宮三丁目や外院二丁目では、建築様式や色彩、屋根形状、また、オープン外構や駐車場における緑化、シンボルツリーの設置などのルールを定め、まちなみの統一感を創り出しています。このようにルールを効果的に活用している事例を広げていくことが大切です。

〈景観形成の基本目標〉

○「敷き際の緑を活かし、連続性を創り出す」

〈景観形成の方針〉

◇いきいきとした暮らしを感じさせるまちなみを暮らしの中で育み、広げる

### ■大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・今宮三丁目東急不動産開発地区（都市景観形成地区）
- ・外院二丁目地区（都市景観形成地区）
- ・隣地との連続性
- ・玄関先の鉢植えや駐車場において、工夫された緑化

## ■具体的な方策

- ・緑化の工夫により、潤いを創り出す。  
(配慮の例)・オープン外構を取り入れ、緑の視認性を高める。
  - ・駐車場を緑化する。
  - ・玄関先に鉢植えやプランターを置く。
- ・特に敷き際において、隣り合う建築物との連続性を創り出す。  
(配慮の例)・建築物の高さや壁面の位置、形態や意匠、材質に規則性を持たせる。
  - ・敷き際の舗装を合わせる。
  - ・門柱や柵のデザインを合わせる。

## ■景観形成上関連する計画・取り組み

- ・箕面市都市計画マスターplan(H8)
- ・箕面市快適環境づくり計画(H6)

## 今宮三丁目東急不動産開発地区

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

(事業者により計画された整ったまちなみ)

- 本地区は、箕面市中南部に位置し、南側は千里緑地(吹田市)、東側は阪急小野原住宅地、北・西側は箕面墓地公園に隣接しており、北摂山系の山なみを眺望できる閑静な住宅地として良好な要素に囲まれています。
- 周辺部には、千里国際学園や国立循環器病センターが立地し、また、近接地では小野原西特定土地区画整理事業が進められ良好な住空間の提供が図られるなど、国際的、都市的な性格を醸し出す地域でもあります。
- 計画戸数は29戸と比較的小規模ですが、都市景観形成地区の指定により個性的で魅力的なまちづくりが進められてきました。



### 〈景観形成の方針〉

- ◇北摂山系の山なみを背景に、千里緑地と一緒にとした緑豊かな住宅地を形成する
- ◇敷き際の緑化、個性ある植栽を施したオープン外構及び輸入資材の導入等により、国際的雰囲気の漂う明るいまちなみを創る
- ◇地区住民が、自主的に基準に沿った景観の形成を進めていくよう、ガーデニング等を通して良好なコミュニティを形成する

## ■具体的な方策

- ・戸建住宅を原則とする。喫茶店・レストラン・ブティック等の店舗、学習塾・各種教室及び公益上必要な建築物等を建てる場合は、周辺景観との調和に配慮する。
- ・建築物は2階建てまたは小屋裏3階建てとする。
- ・建築物の外壁またはこれにかわる柱の面から道路境界線までは一定の距離を離す。
- ・都市計画道路小野原豊中線に面する宅地は、駐車場への進入位置を変更しない。
- ・1階部分の形態、駐車場などは、まちなみの連続感を出すように配置し、デザインを工夫する。
- ・敷き際は、開放的な空間を確保し、緑で飾るように努める。
- ・建築様式はアメリカンスタイルを基調に、まとまりのある意匠を施すことに努めるとともに、オープン外構や輸入資材等の導入により単調な外観を避け、まちなみ表情を与える明るいデザインを施す。
- ・屋根の形状は勾配屋根とし、スカイラインの調和に努める。
- ・建築物の正面以外の立面についても、外部から見た建築物全体の美観に配慮する。
- ・バルコニーまたは出窓には、鉢植えやフラワーポット等で緑化に努める。
- ・シンボルツリーの設置に努め、周辺景観との調和を図った個性ある外構緑化を施す。
- ・隣接地及び道路との境界部は、見通しのきく柵または生け垣とするように努める。
- ・駐車場及び玄関先の地表面の仕上げは、自然素材を使用し、緑化に努める。
- ・建築物の外壁及び屋根の基調色は、周辺環境と調和するものとする。
- ・広告物は、掲出する建築物とデザインの調和を図るとともに、まちのイメージを高めるよう、文字・図柄・色彩等デザインに配慮し、大きさや表示内容は必要最小限にする。

## 外院二丁目地区

### ■地区の景観特性と景観形成の課題

(景観上の配慮による魅力の向上)

- 外院二丁目地区は、新御堂筋の東側、国道171号の北側、府道箕面池田線の南側に位置し北摂山系を眺望できる良好な住宅地域の一角にあります。周辺には、北側に青松園団地、東側には外院の里など、計画的に開発された良好な住宅地があります。
- しかし、周辺の農地などは、個々に宅地化されるなど市街化が進んでいます。外院二丁目地区は、地区の面積も宅地の面積も小規模であり、十分な空間・空地の確保が難しいことから、ともすれば潤いに欠けるまちなみとなりがちであり、建築物の形態意匠や敷き際のしつらえにおける工夫・配慮などによる魅力づくりが求められます。



#### 〈景観形成の方針〉

- ◊限られた空地を有効的に緑化し、各宅地の道路際にはシンボルツリーを植え、緑を身近に感じられるまちなみを形成する
- ◊道路等公共空間から見える公共性の高い敷き際において、シンボルツリーの植栽、門柱のデザインやそれぞれの宅地をつなぐ舗装の統一など、しつらえにおける連続性を演出し、道路等公共空間が一体となった個性的なまちなみを形成する
- ◊住民がまちなみ形成に関わることにより、まちへの愛着を高めるとともに、コミュニティを育成する

#### ■具体的な方策

- ・戸建て住宅を原則とする。兼用住宅とする場合は、非住宅部分の用途を喫茶店・レストラン等の店舗、または学習塾等公益上必要なものに限り、かつ非住宅の部分の床面積は最小限にとどめる。
- ・屋外広告物等は必要最低限とし、かつ周辺景観に配慮したものとする。
- ・建築物は原則として2階建てまたは小屋裏3階建てとする。
- ・道路と建築物の外壁面の距離は可能な限り距離をとるものとする。各宅地の境界と建築物外壁の距離は一定の距離を確保する。
- ・建築様式はジャパニーズモダンを基調とし、デザイン性を持った意匠とする。
- ・屋根形状は勾配屋根を原則とし、周囲のスカイラインと調和の取れた形状とする。
- ・外壁の素材は周辺の景観と調和を図り、質感の高い材料を使用する。
- ・道路に面する部分には花台を設置し、緑化に努める。
- ・敷き際のしつらえについては、以下に配慮する。
  - ・オープン外構とする。
  - ・常緑樹のシンボルツリーを全戸に植え、まちなみにアクセントをつける。
  - ・門柱は共通したデザインとする。
  - ・道路際は、各宅地や道路と一体感を持たせた舗装とする。
  - ・駐車場は轍部分を除き、可能な限り芝等で植栽する。
  - ・玄関周りは植栽に努める。
- ・地盤高さは隣地と調和するため、不必要に変更しないものとする。
- ・地区内に住む住民は、日常を通じて自主的に外構緑化や美化の推進に努める。